

令和2年12月定例会 文教委員会（急施議案）の概要

日時 令和2年11月30日（月） 開会 午前11時45分
閉会 午後0時2分

場所 第8委員会室

出席委員 木下博信委員長
宇田川幸夫副委員長
高木功介委員、荒木裕介委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、
平松大佑委員、柿沼貴志委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、
佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、関口睦市町村支援部長、
岡部年男教育総務部副部長、青木孝夫県立学校部副部長、
依田英樹県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、
古垣玲市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、
栗原正則総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、
塩崎豊教職員課長、阿部正浩福利課長、豊田清明県立学校人事課長、
小出和重高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、
中沢政人生徒指導課長、伊藤治也県立学校部参事兼保健体育課長、
竹井彰彦特別支援教育課長、片桐雅之市町村支援部参事兼小中学校人事課長、
八田聡史義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、
横松伸二市町村支援部参事兼生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、
阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第124号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

高木委員

議案の対象者は何人いるのか。また、削減を予定している総額はいくらになるのか。

教職員課長

今回の条例の対象の職員は約4万2千人である。期末手当の引下げによる影響額は、約7億円と見込んでいる。

柳下委員

- 1 コロナ禍で、学校現場では大変な実態があると思う。子供たちのストレスも非常に高く、SNSにおいても「死にたい」などの書き込みがあり、大変な状況である。そういった子供たちの対応をしている先生たちのストレスや苦労も大変なことかと思う。このあたりの実態についてどのように考えているのか。
- 2 仕事が増えて大変な中でボーナスを下げるのはなぜか。この状況ではボーナスを上げて頑張れと励ますのが県の役割ではないのか。

教職員課長

- 1 今回の条例案を議会に提案するに当たり、職員団体との交渉を何回か行っている。その中で、現場で働いている教職員の生の声も聞き、コロナ禍で普段にない仕事を行っているという実態も聞いている。
- 2 職員の給与は地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適応させなければならないという原則がある。このため、人事委員会が民間の給与の状況等を調査して勧告するという制度になっている。今回、引下げという厳しい内容であるが、人事委員会の勧告に基づき改定を行うことが、県民の理解を得るという観点からも最善の方法であり、このことは職員の納得も得られると思う。

柳下委員

- 1 人事委員会の勧告に基づいて改定するということであるが、これに従わなくてもよいのではないかと。民間では仕事をなくす人や給与が下がっている人がいる。このような経済が大変な状況のときに公務員も下げるのではなく、上げることによって、公務員が上がるのだから民間も上げようという流れで経済が回っていくのではないかと。
- 2 教職員の生の声を聞いているということであるが、具体的にどのような生の声を聞いているのか。

教職員課長

- 1 人事委員会勧告に基づいて改定することについては、地方公務員法に給与決定の原則が規定されている。したがって、人事委員会の勧告制度に基づいて改定することが適当であると考えている。また、人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている中での代償措置となる制度でもある。人事委員会の勧告を尊重して改定することが、県の基本的な立場であると考えているので、今回も人事委員会勧告に沿った改定をお願いしている。
- 2 職員団体との交渉の中で、具体的には消毒業務や検温業務など様々な業務を行っているという声を聞いている。

柳下委員

諸外国では、公務員にもスト権が認められているところもある。人事委員会の勧告に従

うのでは、経済状況が下がれば公務員も下げるということになり、さらに民間もそれに従うような状況が生まれてくると思う。今回、給料はそれほどの差がなかったので給料の改定は行わず、ボーナスを下げるということだが、地域経済を活性化させるという点ではどのように考えるか。

教職員課長

地域経済との関わりという面はあるかもしれないが、一方で法令に基づき、給与をはじめとして職員の勤務条件を決定していくことが原則である。人事委員会勧告を尊重しないということは、県民の理解を得られるものではないものと考えている。

【付託議案に対する討論】

柳下委員

第124号議案に対する反対討論を行う。学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行う。条例提案の趣旨は、令和2年10月22日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定するものである。その内容は、期末手当の支給割合の改定である。期末・勤勉手当支給割合が年間4.50月を4.45月に引き下げる。0.05か月引き下げるというものである。この改定によって令和2年12月期の期末手当は、1.30月が1.25月に引き下がる。令和3年以降の期末手当は、6月期及び12月期の期末手当は、それぞれ1.275月とするものである。新型コロナウイルス感染拡大による経済状況が悪化する中で政府が行った自粛要請と不十分な補償によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて、公務労働者の期末手当を引き下げるものであり、厳しい人員体制の下で、新型コロナウイルスや頻発する自然災害、学校現場で大変苦勞しながら子供たちの悩みに寄り添い、県民の命や暮らしを守るために奮闘している教職員に冷や水を浴びせるものである。よって、本条例案は、教職員の生活給を保障せず、一方的に年収減を押し付けるものであり、反対する。